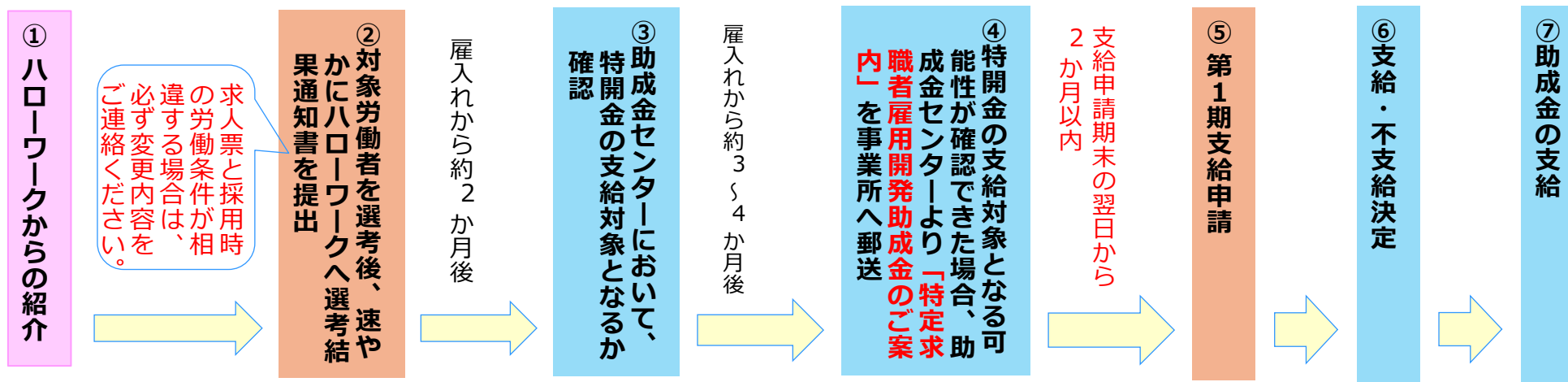


助成金支給までの流れ

⇒事業所

⇒助成金センター



※助成金センターにおいて確認した結果、支給要件を満たしていない場合、「ご案内」の通知は行いません。

助成金センターから「ご案内」が届かない場合について

●採用日から3～4か月過ぎても「ご案内」が届かない場合は、支給要件を満たしていない可能性があります。

【支給要件を満たしていない主な例】

- ・対象者の所定労働時間が週20時間未満等の理由で、採用日から雇用保険に加入していない場合。
- ・対象者がハローワークの紹介を受けた日に在職中であった場合。（中高年層安定雇用支援コースを除く）
- ・事業主において、対象者の採用日の前後6か月間に事業主都合による解雇等を行っている場合。
- ・求人票の雇用期間欄が更新条件付きの有期雇用であり、採用時も変更なく更新条件付き有期雇用で契約している場合。
- ・過去3年間に於いて、対象者と事業主の間に雇用・請負・委任等、密接な関係があった場合。 など

※上記のいずれにも当てはまっていないにもかかわらず、「ご案内」が届かない場合は助成金センターまでご連絡ください。